

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令
令和 2年 1月28日政令第11号

改正：令和 2年 2月13日政令第30号（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令）

改正前	改正後
-本則-	
施行日：令和 2年 2月1 日	
<p>(法等の準用)</p> <p>第三条 新型コロナウイルス感染症については、法第八条第一項、第十二条（第四項及び第五項を除く。）、第十五条（第三項については、第一号、第四号、第七号及び第十号に係る部分に限る。）、第十六条から第二十五条まで、第二十六条の三から第三十条まで、第三十四条、第三十五条、第三十六条（第四項を除く。）、第三十七条、第三十八条第三項から第六項まで及び第九項、第三十九条第一項、第四十条から第四十四条まで、第五十七条（第四号から第六号までを除く。）、第五十八条（第八号、第九号、第十一号、第十三号及び第十四号を除く。）、第五十九条、第六十一条第二項及び第三項、第六十三条、第六十三条の二、第六十四条第一項、第六十五条、第六十五条の三並びに第六十六条の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号。以下この条において「令」という。）の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>[注：ここに表示されていた表は出力されませんでした。この表はオンライン画面でご覧下さい]</p>	<p>(法等の準用)</p> <p>第三条 新型コロナウイルス感染症については、法第八条（第二項を除く。）、第十二条（第四項及び第五項を除く。）、第十五条（第三項については、第一号、第四号、第七号及び第十号に係る部分に限る。）、第十六条から第二十五条まで、第二十六条の三から第三十条まで、第三十四条、第三十五条、第三十六条（第四項を除く。）、第三十七条、第三十八条第三項から第六項まで及び第九項、第三十九条第一項、第四十条から第四十四条まで、第五十七条（第四号から第六号までを除く。）、第五十八条（第八号、第九号、第十一号、第十三号及び第十四号を除く。）、第五十九条、第六十一条第二項及び第三項、第六十三条、第六十三条の二、第六十四条第一項、第六十五条、第六十五条の三並びに第六十六条の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号。以下この条において「令」という。）の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>[注：ここに表示されていた表は出力されませんでした。この表はオンライン画面でご覧下さい]</p>
-改正法・附則・題名- ～令和 2年 2月13日 政令 第30号～	
施行日：令和 2年 2月1 日	

◆追加◆	附 則（令和二・二・一三政三〇）
-改正法・附則- ～令和 2年 2月13日 政令 第30号～	
施行日：令和 2年 2月1 日	
◆追加◆	この政令は、公布の日の翌日〔令和二年二月一四日〕から施行する。
